

霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年11月28日提出

霧島市長 前田 終止

霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例（平成22年霧島市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

施設名	区分	基本使用料(1時間につき)
霧島市国分宮農研修センター	農産加工室	310円
	研修室	200円
	研修室(1/2使用)	150円
霧島市溝辺宮農研修センター	研修室	200円
	和室	150円
	加工調理室	310円
霧島市横川農業交流センター	大会議室	250円
	中会議室	200円
	小会議室	150円
	調理実習室	310円
	浴室	310円
霧島市牧園農村活性化センター	大会議室	350円
	小会議室	150円
	研修室	150円
	加工実習室	310円
霧島市霧島農畜産物処理加工施設	農畜産物処理加工室	310円

霧島市霧島多目的集会施設	大会議室	200円
	研修室	150円
	調理加工室	310円
霧島市隼人松永農産物加工施設	加工室	310円
霧島市福山生活改善センター	農産物食品加工室	310円
霧島市福山農村女性の家	共同学習室	200円
	健康増進室	150円
	農産物食品加工室	310円
霧島市福山活性化センター	多目的ホール	340円
	小会議室	150円
	農業研修室	150円
	農産物加工実習室	310円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 加工室等で味噌づくりをする場合の使用料は、1回につき520円をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。
- 3 次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる割合を基本使用料に乗じて得た額を基本使用料に加算する。
 - (1) 使用者が市民であつて販売目的の加工に使用するとき。 100分の50
 - (2) 使用者が市民以外のものであるとき。 100分の100
 - (3) 使用者が市民以外のものであつて、販売目的の加工に使用するとき。 100分の200
- 4 3の「市民」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条の住民基本台帳に記録されている者
 - (2) 市内の事務所、事業所等に勤務する者
 - (3) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校に在学する者
 - (4) 構成員の半数以上が(1)から(3)までに掲げる者である団体

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

霧島市農産物加工施設等の使用料について、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。